

東京法学院の学費

東京法学院は帝国憲法発布に対応し、一八八九（明治二十二）年十月、校名改称とともに、法学専門教育機関として再スタートを切った。学費については英吉利法律学校時代と同額に設定されていた。受験料は特別認可生と英語法学科が三〇銭、邦語法学科が二〇銭とされ、入試合格者が入学する場合、束脩（入学金）一円を納め、年間授業料一円を二期分納か月割りで納入することになった。

また、在外生については、束脩五〇銭、月謝五〇銭とされている。この金額は、当時の「五大法律学校」中の平均的な額であり、八九年十月に創設された日本法律学校もまた、東京法学院と同額であった。

しかし、官立の帝国大学法科大学の授業料については、一学年二五円とされており、私立法律学校と比べてほぼ倍額の学費であった。そして、この学費の格差が、私立法律学校で学ぶ学生たちの勉学のスタイルを特徴づ

地主経営にあたる金銭感覚とを体得することを期待していたのであった。地方名望家層の修学目的を明確に示す事例である。

また、九三年九月に東京法学院に入学した浅野弁一郎は、茨城県結城郡大形村（現下妻市）から上京した九二年五月以来の「学費及ビ小遣帳」を残しているが、それによれば、同院入学の九月七日から同年十二月七日までの経費合計が二一円五〇銭、このうち束脩・月謝・講義録等の学業費の合計が一八円一〇銭となっている。

この金額は、弁一郎の寄留先への下宿代を含んでいないことを考えると、東京での勉学にはかなりの経済力が必要であったことをうかがわせている。



浅野弁一郎

浅野家は村内屈指の豪農であったため、弁一郎自身が「苦学生」となった様子は

けていくこととなる。すなわち、経済的に余裕のない学生たちは学費の安い私立法律学校に入学し、いわゆる「苦学生」として学業に励み、逆に経済的に余裕のある私立法律学校の学生たちは現代風にいう「ダブルスクール」を盛んに実践していくのである。

たとえば、九〇年、東京専門学校予科を経て東京法学院英語法学科に入学した岐阜県不破郡大滝村（現垂井町）出身の山口述次の場合、実兄から学資と生活費の一切を出してもらっていた。山口家は不破郡屈指の山林地主であるが、その当主である実兄の山口左入は、その将来を見据えて、あえて「最モ節儉ヲ主トシ痛ク飲食交際ノ費用ヲ慎ムヲ要ス」と当時の案内書にいわれる月額六円ほどの仕送りで学ばせている。これは、贅沢をしなれば普通に学生生活を送れる額よりは僅かに少ない仕送り額で、困難を感じつつも修学を維持できる金額であった。いわば「苦学」で、法学知識と資格の取得とともに、

ないが、「学費及ビ小遣帳」からは逆に、上京から九四年七月までの間、彼は少なくとも二松学舎・国民英学会、明治法律学校講法会・東京法学院・東京数学院の六学校に入学し、数校を併学しながら学業を続けたこともわかるのである。

法学を学ぶ弁一郎にとって、帝国大学関係の学者を比較的多く講師陣に擁していた東京法学院は、同等の講義を半額の学費で聴講できる魅力的な教育機関であったものと思われる。

しかし、明治二十年代を通して一定であった東京法学院の学費も、日清戦争後の物価上昇の影響を受け、ついに九七年七月には束脩二円、授業料一四円三〇銭へと値上げされていくのであった。